

(議事録)

佐野部会長 それでは、専門部会をはじめさせていただきます。これから第4回埼玉県最低賃金専門部会を開催します。

まず事務局から、出席状況について報告をお願いします。

賃金室長補佐 出席状況について報告いたします。公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名、合計9名です。

佐野部会長 ありがとうございます。委員の3分の2以上出席という、最低賃金審議会令第6条第6項の準用規定による同法第5条第2項の規定による定足数を満たしており、本審議会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

本日の主な議題は金額審議であり、専門部会運営規程第7条1項ただし書及び第8条第2項の率直な意見の交換、もしくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合に該当すると思われまので、会議を非公開といたします。議事録は後日公開といたします。

また、本専門部会の議事録確認者をあらかじめ指名させていただきます。公益代表は私、佐野が、労働者側は柿沼委員さん、使用者側は廣澤委員さんをお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

続いて、配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

賃金室長 配付資料の確認をもって説明とさせていただきたいと思うのですが、本日は資料1から資料5を用意しております。

資料1は埼玉県よろず支援拠点ということで、中小企業庁が全国に配置した中小企業・小規模事業者の経営相談所ということで、これも従来からあるものですが、今後、最賃の引上げ等の相談等が寄せられた場合についての相談先の1つということで、資料として添付させていただきました。

資料2になりますけれども、埼玉労働局の委託事業で、働き方改革推進支援センターがございます。表紙に書いてありますとおり、労務管理関係の相談等をメインにやっております、就業規則の作成支援等もしておりますので、御相談等がありましたらこちらをお願いします。

資料3から4、5に関しましては、特に資料5に関しましては、前回の審議会でお知らせいただいたものですが、出所元とかその辺が明らかになっておらなかったのもので、そのまま内閣府の財政諮問会議から私に取り寄せたものですから、改めて出所元が分かるような形で出させていただきます。以上です。

佐野部会長

ありがとうございました。今、資料について説明いただきましたけれども、何か確認したいことはございますか。よろしいですか。

それでは、議題1に移らせていただきます。議題1は埼玉県最低賃金の改正決定についてでございます。改めてもう一度双方から御意見を頂戴し、その後、個別協議で詰めていくということにしたいと思っておりますけれども、いろいろと御意見につきましては大方出していただいているのではないかと。文書でも頂いておりますし、そうしたことでまとめた資料がありますので、それに触れながら皆様の御意見を確認した上で、個別協議をさせていただきたいという流れにしたいと思っております。そういうことでよろしいでしょうか。

それでは、資料として、皆様にこれは配られておりますか。

賃金室長

机上配付になっております。

佐野部会長

今日は最初に、流れとしたら報告書が先でしょうけれども、別紙3から入っていきたいと思っております。

2日の専門部会でいろいろと御意見を頂戴いたしました。中には内容的にはいいんですけども、もうちょっとトーンを強くしていただきたいとか、明確にしてほしいというような御要望があったり、まだ足りないからというような御意見もございましたので、皆様から、御意見の追加等があれば事務局にお寄せいただきたいということで、それを反映した資料でございます。

今日は、私の希望といたしましては、別紙3を取りまとめた上で、これまでの埼玉県のよき慣行である全会一致、これは単純に全会一致というわけではなくて、公労使それぞれがしっかり意見を述べた上で、お互いの考えを尊重し、全会一致での結審となればと思っております。その流れをぜひとも継続していただきたいとの思いから、こういう文書を作ったところが本音でございます。もちろん使用者側からの提案とか、それを受けて労側からも意見を受け、同意を得た上での文書だと私は考えております。

流れとしては、あたかも全会一致のような表現をしているところがあるかもしれませんが、結審は明日でございますので、私の希望も含めたところで、こういう表現を取らせていただいたということで御理解いただきたいと思っております。

それでは、今日、別紙3については、この内容でほぼ行かせていただきたいと思っておりますので、最初からお話しさせていただきたいと思っております。前回2日目のときの資料と本日の資料で、大方こういうところを変えたというところを、事務局から概略を説明していただいた上で、内容に触れていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたし

ます。

賃金指導官

それでは、御手元の資料の別紙3の「修正履歴入り」を基に説明させていただきます。

まず1ページ目の1、はじめにでございますが、「討議における公労使側の意見は一致するものはあるが、見解が分かれるものがある」という表現が分かりにくいことと、当初から一致ではなかったということを入れるべきという意見を使用者側からいただきまして、当初は隔たりが大きかったという内容を入れさせていただいております。合意につきまして、「将来を見ての対応を図るとの共通認識」という会長からのお言葉をいただきまして、それを入れさせていただいております。

労働者側見解につきましては、労働者側から提出いただいたものに丸ごと差し替えさせていただいておりますので、元の文章を仮置きしていたものを全部差し替えさせていただいているものでございます。

続きまして、3番の使用側見解でございますけれども、最初の修正が、使用者側委員の方から、目安が出てきたときと現状ではこれらの状況が違うので、最新のものにしてほしいということで、8月4日の数字はまだ確定しておりませんので、8月4日の数字が確定し次第入れるということで、現在の状況に差し替えさせていただいております。

その次の修正部分でございますが、当初、公益のほうに入れさせていただいた自治体が民間企業に業務委託を行っている場合についての配慮につきまして、使用者意見のほうに入れさせていただいた上で、長期継続契約について加筆させていただいております。

ページをめくっていただいて、次のページ、下のほうでございますが、使用者側から加筆をいただきましたので、そのまま入れさせていただいております。

4の公益委員見解でございますが、最初に審議会の中で御発言いただいたものを入れさせていただいて、あと、文言について修正させていただいております。

続きまして、SDGsとか貧困などにつきましては、公益の鈴木先生からいただいたものを入れさせていただいておりますが、引用文献等の記載については、またこの後で御指示いただければと思っております。

先ほども説明したところですが、自治体の民間業務委託につきましては、使用者側見解に入れておりますので、公益からは落とさせていただいているところでございます。

別紙3についての修正は以上でございます。

佐野部会長

ありがとうございました。かなり直したところがございますので、

また時間がかかるかもしれませんが、最初から触れさせていただきたいと思います。

はじめに。令和3年度の埼玉県最低賃金の改正決定については、7月27日に関係労使から審議に臨むに当たっての基本的な考えを聴取した後、同日を含め4回の会議を開催して、真摯な議論を展開し、十分審議を尽くしたところである。

当専門部会では全会一致で目安どおり報告することになったが、審議の当初においては、使用者からは、目安金額を受け入れた場合、経営の継続ができない事業者が発生するかもしれない、雇用を維持できるのか不安であるなど厳しい見解が表明され——これは「見解」よりも「意見」のほうがいいかと思って、後で「意見」にさせていただきます——意見の隔たりは大きかった。公労使の全会一致で意見の合意を見たのは、国に対する当面の不安感を解消するための諸施策の要望に加えて、これまでの埼玉地方最低賃金審議会における公労使それぞれの立場を尊重し審議に努めるとの意思と、将来を見ての対応を図るとの共通認識に負うところが大きい。

こんなところにさせていただきました。使用者側としては、全面賛成はしていないと。ただ、流れとしては、後でいろいろと理由が書いてありますけれども、28円というのは、仮に埼玉県がゼロ回答するとそれこそ地域間格差が生じてしまいますので、なかなか難しいと。だけど、経済的には非常に困窮度がある中でのやむを得ない決断だったというような感じのトーンにしたつもりですけれども、この辺はいかがですか。文章のありようはなかなか難しいですが、できればこういう文章で御了承いただきたいと思います。私としては今申し上げたように、やむを得ない決断だった理由も多少なりともにじませたつもりでございますので、よろしく願いいたします。

柿沼委員 よろしいでしょうか。今の文章のところで、修正とかではなく内容を確認したいのですが、訂正した下から2行目の最後のほうに「将来を見ての対応を図るとの共通認識」とあるんですけども。

佐野部会長 何かそのようなことをおっしゃっていたので入れたのですが、違っていたら直していただいて構わないです。

柿沼委員 我々が主張したところから持ってきているわけですか。

佐野部会長 はい。適当な文章ではないかもしれませんが、ニュアンスとしては、これまでいろいろと公労使3者で合意してきた、こういう考え方を尊重したいし、今後もこういう関係を続けていきたいんだというふうな理解で将来を見てと取ったのですが、そういう理解でいいで

すか。

柿沼委員 ええ、構わないです。

佐野部会長 流れとしては、後の文章をそのままずばり入れるのはなかなか難しいので、「将来を見て」というのはそんな理解で考えました。文章を読み上げる中で誤字とか、この辺は表現を変えたほうがいいのではないかとかありましたら、おっしゃっていただきたいと思います。でも、そうはいいながらも、もう時間もありませんので、この辺で納得できるということでありましたら、そのままにさせていただきたいと思いません。

それでは、次に移らせていただきます。公労使各側の見解は下記に示すとおりであるが、審議に入るに当たって、中央最低賃金審議会における「令和3年度地域別最低賃金改正の目安に関する公益委員見解」では引上げ理由は示されているが、引上げ額を28円とする具体的根拠が示されていない。中央最低賃金審議会の答申金額を参酌することを求められるにしても、議事録の公開により審議の透明性と説明責任を求められているとき、委員としての責務を果たしていくためには、審議のたたき台となる目安金額の具体的な根拠が示され、その考えを理解した上で審議していくことが必要であるとの意見の一致を見た。

意見としては、これは大体そういうことでよろしいですか。もちろん使用者側のところでもそういうことは書いてありますが、全体的に最初のまとめとしてはそうさせていただきます。

埼玉地方最低賃金審議会において、中央最低賃金審議会に対し目安金額とともに、その金額の具体的根拠も示すよう求めることを要請するものであるというふうに。あくまでも専門部会報告なので、審議会を通じて出してくださいという位置づけでございます。

それでは、労働側の見解について、これは全部入れ替えたので、柿沼委員さんから説明していただけますか。

柿沼委員 労働側の見解、中央の見解を基にしていたので、表現的に埼玉の審議会にそぐわない部分もありましたので、全面的に見直しております。

読ませていただきますが、労働側委員は、本年度の目安について「誰もが時給1,000円」に向けて一歩前進したものであるとともに、全てのランクで有額かつ同額の目安が示されたのは、これ以上地域間格差を広げてはならないとの労働側の主張に理解が示されたものと受け止めている。

審議に当たっては、労働組合がない事業場で最低賃金近傍で働く労働者は賃金交渉の場がないため、賃金水準のよりどころは最低賃金であり、その役割は大きい。また、新型コロナウイルス感染症に不安を

抱えながら社会機能を支える労働者、エッセンシャルワーカーの努力に報いる必要がある。さらには、隣接する東京との額差は労働力流出の一因ともなっており、是正していく必要がある。

本年度の引上げ額については、労使で真摯な議論を行った上での額と受け止めているが、東京との額差は縮まっておらず、地域間格差の是正については、来年度以降も継続して審議する必要がある。

また、日本の最低賃金については、加重平均でもいまだ1,000円にさえ到達しておらず、年間2,000時間働いても200万円に満たない水準であり、海外の最低賃金と比較しても非常に低位であることから、早期に水準を引き上げる必要があると考えている。現在の最低賃金については、各年度引上げ額を議論しているが、今後に向けて最低賃金が担うセーフティーネットの役割を踏まえると、引上げ額の議論だけではなく、誰もが健康で文化的な最低限度の生活を営むに足り、労働の価値としてふさわしい水準はいかにあるべきかという議論が必要である。本年秋以降行われる目安全員協議会において、あるべき水準についての検討・議論をお願いする。

また、日本の最低賃金については、これまで公労使の3者構成で議論を尽くし、互いの主張に違いがあったとしても、社会情勢や経済動向などを踏まえ、中央では目安を、地域では引上げ額を決定してきた。このことは最低賃金の全国的な整合性を図る意味でも非常に重要であり、日本の最低賃金決定の特徴だと捉えている。そうしたことが最低賃金の社会へのメッセージ性や重みを持たせ、最低賃金の納得性と遵守に向けた自主意識を高めていると捉えている。これまで埼玉の最低賃金の審議については、3者構成で真摯に議論することを続けており、全会一致での結審を継続してきた。今後も3者構成を重視した議論を継続するとともに、中賃でもその認識を踏まえた議論をお願いしたい、というふうに変えさせていただきました。

佐野部会長 ありがとうございます。これは労側の主張ということですね。

柿沼委員 はい。

佐野部会長 この間、できたら1円プラスと言われたのは、それは今の段階ではいいということですね。

柿沼委員 28円で全会一致になるという前提でいけば、この点は構わないと。

佐野部会長 分かりました。ありがとうございます。

労側の御意見ですので、使用者の方で確認したいことはありますか。これをやめてくれというのはなかなか難しいかと思うのですが、この

表現はどういうことですかとか、そういうことであればおっしゃっていただきたいんです。私は、労側は労側の立場で、金額だけではなくて、将来を見据えての要望とかを書かれたところで、どちらかという中賃よりもっと踏み込んでいただいたらいいかなと思いつつ見させていただいたのですが、ありがとうございます。

それでは、もし何もないければ、あとはもし誤字とかに気づかれたら指摘していただきたいと思うのですが、次に3番目の使用者側見解に移らせていただきます。

使用者側委員からは、本年度の目安に関して、全国一律で28円の大幅な引上げが決定されたことは非常に驚いている。

長期的な視点で最低賃金の引上げによる賃金水準の向上や地域間格差の是正が必要であることは理解しているが、全員の引上げは、本来、企業の収益や生産性向上の産物として労働者に還元すべきものであり、今は全ての企業に一律に強制力をもって適用される最低賃金を引き上げる時期ではない。

28円の引上げでは未満率が19.3%となり、中小企業・小規模事業者には影響が大き過ぎるのではないかというような意見が出たと思っております。

埼玉県では、最初の緊急事態宣言から約1年4か月経過し、足元では新型コロナウイルス感染症の感染拡大が見られ、以下は、先ほど富樫さんに説明していただいた、その深刻さを表すような文章に変えさせていただいております。埼玉県の新規感染者数も、目安が示された本年7月14日と8月4日を比較すると、7月4日の243人に対し8月4日、今日ですので、判明したら明日までに変更していただきたいと思っております。2倍以上となり、経済活動を制限する協力要請についても、まん延防止等重点措置から緊急事態宣言措置に基づくものとなり、県内全域に対する強い協力要請となったことから、新型コロナウイルス感染症が埼玉県の経済へ与える影響は不透明である。

国の雇用調整助成金や緊急融資制度、都道府県の緊急融資対策など支援対策には感謝しているが、かかる支援があっても、多くの県内中小企業・小規模事業者は極めて厳しい経営関係に置かれており、業況の回復は程遠く、借入金残高も上がり、事業を立て直す上でも大きな負担となっている。今後、各種支援策に基づく借入金の元本の返済時期が到来するときに、資金繰りが厳しく、返済できない事業者が増加することも想定される。そうなれば、雇用が維持できるか不安もある。引き続き国と都道府県の支援策の継続とさらなる対策を希望する。

ここまでで使用者側として何かございますか。この辺をもうちょっと変えてほしいとか。どうぞ、石井さん。

オブザーバー石井 コロナの関係ですが、具体的には、8月4日時点で拡大傾向を示し

ているという記載だと思うのですが、この先さらにどうなるか分からないとか不透明さがあるので、これについては上に書いてあります「再拡大が顕著に見られ」とかのほうがいいのかと。そういう中において緊急事態宣言の再発令によって、県内地域に対する協力要請がさらに強まったと。その中における埼玉県の経済に与えるインパクトは深刻というか、かなり影響が大きいというような。これは具体的な数字を書くと意外と分かりやすいでしょうけれども、今後の動きは分からないので、傾向的なものに触れていただいたほうがいいのかと、そんな感じです。

佐野部会長 それでは、こんな感じでいいですか。今のところでいくと、埼玉県の新規感染者数も、目安が示された本年7月14日と8月4日を比較すると、7月4日の243人に対して8月4日は何々人と増加が顕著であると。

オブザーバー石井 というか、具体的な数字を入れる必要があるのかなと思ったんです。

佐野部会長 入れてもいいんじゃないですか。

オブザーバー石井 入れて大丈夫ですか。

佐野部会長 8月4日はこういうふうになると、その増加が顕著であるとか。

オブザーバー石井 今まで過去最大の検査数ということもあったので、この時点ではどうかということです。まだまだ波があったときに一番高い数字を取ったほうがいいのかと思ったものですから、その辺です。

佐野部会長 言わんとしているところはものすごく増加していると。

オブザーバー石井 そういうことです。

佐野部会長 「非常に顕著」とか言葉で補うのはどうでしょうか。

オブザーバー石井 「顕著」ということを言ってもらえるとよろしいかと思います。

佐野部会長 その後の経済活動を制限する協力要請についても、まん延防止法から埼玉県の緊急事態に基づく協力要請により強くなっていますね。そういうふうな表現に変えて、新型コロナウイルス感染症が埼玉県の経済に与える影響はかなり深刻であるという表現にすればいいですか。

オブザーバー石井 不透明ということでしょうけれども、深刻になりかねないみたいなの。

佐野部会長 要は人数が想像を超えるほどに多くなってしまっていて、緊急事態宣言でより制限が強くなってしまおうと。だから、経済に与える影響もかなり深刻だということですね。

オブザーバー石井 はい。

佐野部会長 事務局、そういうふうな形で明日までに直していただいているのですか。今日は時間の関係ですぐ対応できないので、明日、直したものをお渡ししたいのですが。そのほかにございますか。

後でも受け付けますので、時間もありますので、よろしければ次に移らせていただきます。

その次は、この間、山崎委員さんがおっしゃっていたところを直させていただいた文章かと思うのですが、また、県内の自治体が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中で最低賃金額改定によって、当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、特に長期継続契約をする場合、予算設計時の人件費見込みと複数年経過後の実際の人件費との間に大きな差額が生じないように、発注時における特段の配慮を要望する。

こういう文章にさせていただきますが、よろしいですか。

山崎委員 はい。

佐野部会長 分かりました。これで行かせていただきたいと思います。

さらに、今年度はコロナ禍における中小企業、厳しい状況にある業種の中小企業の窮状を考慮すると、3要素のうち通常の事業の賃金支払い能力を最も重視して審議を進めるべきであり、企業の業況がK字回復と言われるように二極化している状況を踏まえ、最低賃金は全ての事業者に強制的に適用されるものであるから、平均賃金や平均的な状況のみに着目するのではなく、とりわけコロナ禍の影響が深刻な宿泊・飲食、交通・運輸などの業種における経営状況や賃金支払い余力に焦点を当てるべきである。そして、これらの業界は非正規労働者が多く、最低賃金で雇用されている人が多く、賃金の引上げの影響が大きい。

現状において、賃金の引上げを取引先に求めているケースにおいて、要請に応じてくれる取引先は少ない。生産性の向上が難しい業界では、企業の存続と雇用の維持ができるのか心配である。

現状では、宿泊・飲食、交通・運輸などの業種のみならず、これらと取引のある関連産業も厳しい状況にある。最低賃金の引上げは、危

機的な経営状況の経営者にとって、雇用を維持したいという切実な思いを切り捨てるものにほかならない。

こういう文章にさせていただきましたけれども、この中で付け加えるところが何かありますか。ある程度の文章の中で収めるので、限界があることも御了解いただきたいと思うのですが、もしなければこういう形にさせていただきます。

次に移らせていただきます。このような状況下、最優先すべきは事業の存続と雇用の維持である。目安金額の28円の引上げを行うことは、人件費負担増による労働生産性の向上や企業収益の向上に必要な設備投資が実施できず、さらに中小企業は価格転嫁が困難であり、労働分配率も高く、コロナ禍では、以前にも増して賃金支払い能力が乏しい状況にある。

最低賃金の大幅な引上げは、結果として企業の業態縮小、廃業・倒産につながるおそれがあり、埼玉県のエconomicの回復を遅らせるものである。

一定期間を見ながら最低賃金を引き上げることについて異論はないが、本年度は事業の存続と雇用の維持を最優先にすべきであり、最低賃金の大幅な引上げは、雇用調整や廃業の背中を押すことになりかねない。

また、最低賃金は可能な限り、客観的な各種データによる明確な根拠を基に納得感のある水準とすべきであり、賃金水準の引上げを法が定める目的外に用いるべきではない、というようなことをございます。

後で、今の最後の3行ぐらいのところは、使用者側の意見と若干だぶっているところがありますので、そこはどうするかというのはあるかと感じております。残したほうがいいのか、それともこのままにするかというのはあると思うんですけども、一応このままにさせていただきます。

今読み上げた文章で何かございますか。今回、正直言って似たような発言が多いんですけども、生の声をできるだけ残したほうがいいのかではないかと思って、意見の合作はしていないので、人によっては同じようなこと言っているのではないかと思うところはあるかもしれませんが、そんなに問題がなければこのままにさせていただきたいと思っています。よろしいですか。

次に移らせていただきます。以上を踏まえると、今は事業の存続と雇用の維持を最優先すべきであり、本年度の埼玉県の最低賃金については、現行の水準を維持することが必要である。こういうことで、反対だよというのが少し出ているのかと思います。

その後、埼玉県の最低賃金を議論するに当たり、今までの政府の骨太の方針、中央最低賃金審議会の目安が示されている。中央から示された28円の根拠が不明確な中、特に近隣都県及び同ランクの都府県

が、独自の検討方法で議論・金額決定を行うと、決定額において格差が生じ、過去からの決定経緯から考えても大きな混乱が起こるおそれがある。

このような状況を総合的に勘案すると、次の条件の下、本意ではないが、28円の引上げを行わざるを得ない環境にあると考える。

そこで来年度以降、あるべき最低賃金の審議の実用性に向けて、関係機関に次の事項を強く要望する、ということになっています。これはどなたの、須藤さん、次のところも含めて説明していただけますか。

オブザーバー須藤 その前まで現行水準がいいと言い切っておられて、今のがいいと言いながら、なぜ上げたかというところにつなげなくてはなりませんので、こういう部分を入れたらどうかという形で書かせていただきました。

佐野部会長 そこだというのは、それ以降も須藤さんの御意見でしょうか。

オブザーバー須藤 途中までそうです。

佐野部会長 それも併せて御説明いただけますか。

オブザーバー須藤 そういうことで、本来であれば現行の水準を主張したいわけですが、全会一致、白丸ということを考えますと、条件をつけて白丸を選ぶような形に持っていければというところです。条件につきましても、一番のポイントは、今年はこういう形で数字がボーンと下りてきて、本当は各局で議論すべきところがなかなか難しい、できない中で決定せざるを得ない。このまま行って来年も同じような形に、どうすればならなくて、本質的な議論ができるのかと。そのためものを3つ書かせていただきました。

まずは、本当に支払いが厳しいような企業への手当を、期限を限定しないで必要な分をきちんとやる。プラス、将来に向けて人材育成や設備投資をして、収益を上げたものから今後の最低賃金の引上げにつなげていくというのが①でございます。

今年28円という根拠は明らかではないので、これをするによって1年間どんな影響が出て、いい影響、悪い影響があると思いますので、検証して報告していただいて、それが悪い点は来年度の議論にきちんと反映してもらいたいというのが②です。

③につきましても、独立性とかそういう部分は除かせていただいて、審議会は重要だという前提の下に、ただ、中央と地方との役割を明確にして、中央で出したものの根拠を示して、地方で地域の独自性を出していきたいということで、役割分担の明確化、2つ目については、

そのときの経済実態を反映する指標やデータに基づき議論を可能な限り徹底してもらいたいということでございます。

来年度は最低賃金の目的達成のため、中央審議会と地方審議会の明確な役割分担の下、中長期的な目標を見据えた、その時点における経済情勢を客観的に反映したデータに基づいた活発な議論を実施すべきと考える、というふうにまとめさせていただきました。

佐野部会長 ありがとうございます。これは最低賃金審議会の在り方にもかなり踏み込んだところなので、労側からも何かございますか。

柿沼委員 1点確認したいのは、今、説明いただいたところでいくと、③のすぐ下の1つ目のポツ、目安制度の在り方を再検討し、中央と地方の役割分担を明確化というところが、目安自体がもう必要ないということではないですか。目安としては示されるべきだけれども、ちゃんと地方で議論できる環境は整えてほしいというような意味合いと捉えてよろしいでしょうか。

オブザーバー須藤 個人的には目安制度自体から検討してもらいたいのですが、中央と地方の審議会はあるべきだという前提に立ちますと、確かに目安制度自体の話ではなく、それはやってもらいたいけれども、どういうふうに出してもらおうかと変えたほうが明確になるかもしれないです。

柿沼委員 分かりました。

r

佐野部会長 せっかくまとめていただいたのですが、誤解があるからその辺は真意が通じるように直していただいたほうがいいですね。私も目安制度については幾つか意見がありまして、1つは、目安金額が出てしまうともう何かそれで決まったような気がするので、この縛りは結構きついと思って、目安金額の具体的な根拠とともに、ある程度地方で裁量の余地があれば本当はいいなと思うんですけども、裁量の余地の限界も全国の、先ほど柿沼さんから説明していただいた整合性とかいろいろ考えると、どこまで余地があるかというようなところなので、そうすると目安金額は必要だけれども、これがより生きてくるために何か工夫してほしいというのがあるかと思うんです。須藤さん、そんなところですかね。

もしできれば文章をまた、須藤さんには申し訳ないですけども…
…。

オブザーバー須藤 いえいえ。

佐野部会長 少し御提供できればと思うんです。そのほかに何かございますか。公益としても何かありますか。

オブザーバー近藤 意見、よろしいですか。

佐野部会長 近藤さん、よろしくお願ひします。

オブザーバー近藤 こちらもちょうど文章的な確認になるのですが、上から5行目の「次の条件の下」というところが、この①から③が、今年度ないし来年度満たされた上でという意味合いの文章なのか、それとも①から③を強く要望するとともにみたいな、そういった意味合いで書かれているのか、その意味合いを確認させてください。

オブザーバー須藤 これも私個人としては「満たされた上」なのですが、どれかできなかったら遡ってなしにできるかということと実際できませんので、とてつもなく強く要望するという意味です。

佐野部会長 須藤さんがおっしゃったところは、2つの立場がありますね。本当に使用者側の強い要望と、踏み込んでいくと全体の意見として共有しなければいけないところと両方あるかと思うのですが、僭越ですけども、幾ら使用者側の意見としても、全体の意見として共有しなければいけないところは直していかざるを得ないと思うのですが、今のところはいいですか。

オブザーバー須藤 強く要望するというような趣旨で、書き直しても全然問題ないと思います。

佐野部会長 書き直してもらってもいいですか。私はできるだけ使用者側が関わるものについては尊重していただきたいと思うんですけども、これはぜひとも直していただいたほうがいいところがあるのだったら、お受けしていただけるそうなので。

オブザーバー近藤 こちらもちょうどは意味合いの確認をお願いしたところですので、もちろん使用者側の意見を尊重したいと思います。

佐野部会長 あとは先ほどのところも含めて、須藤さんの御判断でお任せしますか。

オブザーバー近藤 はい。

佐野部会長 いや、だぶっているかもしれないけれども、先ほど「各種データも可能な限り客観的な」というところと、「各種指標・データに基づく議論の徹底」と書かれているけれども、この辺は重複しているかと思うのですが、取りあえずは重複してもこのままでいいですか。

オブザーバー須藤 もし重複しているということであれば切っただけでも、事前に言っただけでいいわけですから、私ども全く支障はございません。

柿沼委員 我々としては重複していて問題はないと思っています。特にこの部分を求めているのは使用者側なのか、労働者側なのかということもこれを見れば分かるようになりますので、構わないと思います。

佐野部会長 ありがとうございます。私も多少重複していても、生の御意見をそのまま入れたいと思っていますので、いや、これはあまりにも重ね過ぎだということ以外はそのままだとさせていただきます。ということで御了解いただけますか。

以上、労側と使用者側の御意見について記載させていただいたところでございます。

廣澤委員 須藤さんの下、「今回の最低賃金審議会の答申のように」というのは私が入れた文章です。使用者の立場として言うことかどうか迷いましたが、中央のそういうスタンスは、地域経済を踏まえた自由闊達な意見を出しづらいうもどきになっているということをあえて入れさせていただきました。

佐野部会長 ありがとうございます。個人的にはぜひ入れてくださいと思いますので。

廣澤委員 結論ありきでは、意見が出しづらいということですね。

佐野部会長 いや、実際にそうなんです。あくまでも地賃の中の答申で、労働局長さんが、これを受けて施行しないと、これは成り立たない制度なんだというのをよく理解してほしい。というのは、金額自体、目安金額の縛りがあり、制度的なところをもうちょっと考えてほしい。ですから、私はこれを見たときにうれしくなりました。ありがとうございます。

私の個人的意見で申し訳ないけれども、労働側としてもこれに異論はないですね。

柿沼委員 異論はないです。

佐野部会長

これでいいですか。

私の勘違いで、廣澤委員さんのお考えを聞かずに先に進めさせていただいたこととお詫びします。その次の公益委員見解に移らせていただきます。

目安金額28円は予想を上回る数字であった。中央最低賃金審議会は、これまで地方最低賃金審議会における金額審議の目安となる金額を示すことにより、地域間格差が解消されていないとの批判があるにしても、地域審議会での審議の限界、すなわち全国的な最低賃金水準を考え地域間の調和。これは先ほど労側の委員さんの「整合性」と合わせたほうがいいですかね。

柿沼委員

あえて合わせなくてもいいのではないかと思います。

佐野部会長

いいですか。「調和」というのは地域間の絶対額というより、家賃とかいろいろ考えた上の調和を図ってきたという意味で、「調和」と使わせていただいたんですけども、調和を図ってきたと。

何でこんな文章を入れたかという、中賃に対して、我々も物を言いにきたのですよ、本来、中賃にはこういうことが期待されているのですよ、あなたたちに感謝はしているけれども、本当はこうあるべきですよと文章を付け加えさせていただいたというのが真意でございます。

これをどう取るかによって、ヨイショしているように捉えられるかもしれませんが、私の思いとしては、中賃の在り方として、全体の調和を図りながら目安金額を出していただくことは、自分たちの審議も助かる。ただ、目安金額の縛りがあまりきついのはどうでしょうか。

議論の深度の問題があるかもしれませんが、その意義を書いたところがございます。問題なければ、こういう文章を入れさせていただきたいと考えております。

その目安金額の役割は大きく、説得力のある金額提示を期待するところであるが、昨年度は最低賃金の引上げ額の目安を示しておらず、本年度も28円の引上げ額について、丁寧かつ具体的で説得力のある説明をしていない。本来、昨年度と本年度の2年間に分けて示される額を本年度に合わせて目安金額として示したものであると推測するが、引上げ理由を見ると、経済と雇用の状況認識については、国の4兆円を超える雇用調整助成金、業務改善助成金、緊急融資などの支援策に支えられたところも大きく、経済及び雇用支援策が反映された数字を捉えて、これまでの観点から景気や雇用情勢を判断してよいのか疑問もあり、これらの観点からは目安金額は適当ではないとも考えられる。

しかし、コロナ禍において、エッセンシャルワーカーなどその存在が不可欠にもかかわらず、低い賃金で生活している人もおり、これらの人に対して一定の引上げが必要であること。コロナ禍にもかかわらず、諸外国では最低賃金の引上げを行っている事実、また28円の引上げについて、賃上げの実態から一定の根拠があると考えられること、コロナ禍ではあるが最低賃金を引き上げていく、そのための支援策も考えているとの国の強いメッセージなどを考えて、目安で示された金額を尊重することとしたい。

審議の中で発言させていただきますが、公益としても、必ずしも28円は納得できないところもある。具体的な金額根拠が示されているわけではないし、説得力がないというところを批判的な理由として書かせていただいたのですが、そうはいっても28円という目安金額が出されたときに、これは社会的意味が大きい。背景には国が責任を持ってこういう金額を提示したことは、それなりの覚悟を持って諸施策を実行してくれるということが背景にもあるのかと思って、このような表現にさせていただきました。

この表現はかなり国に対して脅しになってしまうかと思うんですけども、そういう意味では、私たち公益も忌憚のない意見を述べたほうがいいのかと思って、最終的には受け入れましたという表現でございます。使側は反対けれどもやむを得ず、いろいろと諸条件を整えば賛成に回りますと。それから、労側についても28円は受け入れるけれども、将来的な課題を抱えた金額の受入れだと。公益は28円についても首をかしげるところはあるけれども、政策的とか将来のことを考え、受け入れないことには地域間格差の拡大にもつながりますから、これを受け入れるというようなトーンでまとめさせていただいております。

それで、公益の方で何かございますか。実は時間がなくて、公益は全員とかではなくて、どっちかというところ審議会の発言をベースにしたとりまとめでありますので、公益としてもよろしいですか。

今のところで何か御質問はございますか。よろしいですか。

なければ次に移らせていただきます。また、隣接する東京都の最低賃金について地方最低賃金審議会の答申が28円であると聞いている。昨年度の答申において2円の額差の縮小を果たしており、その成果を無駄にすることなく、東京都との差を広げないためにも28円の引上げが必要である。

これは、埼玉地方、特に労側の方の意見が多いのですが、意図を酌むところが多く、できるだけ額差を縮小しなさいというのは切なる希望であると思いますので、これを拡大する方向では動くことはできないというのが理由でございます。あとは、事務局において、他地域の審議の状況は大体28円で黒丸でなくても進んでいるのですか。

それと、他地域の審議の状況は大体28円で、白丸でなくても進んでいるのです。

他局の状況としては、白丸が埼玉以外にないというわけではないと思ったんですけども、白丸がせいぜい5つとかそんなものかと思い、審議に臨ませていただいていた。また明日の段階で、今日の討議に追加するようなところがあれば教えていただきたいと思います。今のところで分かっていたきたいのは、結局のところ、黒丸でも28円どおり行ってしまっているところです。

その次の文章に移らせていただきます。鈴木さんに直していただいたところなので、お願いできますか。

オブザーバー鈴木 専門部会のときに意見表明といたしますか、考え方を述べた内容をここに掲載していただきましたので、私のほうで少しまとめさせていただきます。読み上げさせていただきます。

コロナ禍において厳しい経営環境にあっても、貧困・格差の是正に向けた最低賃金の継続的な増額が求められる。中小企業の経営者や低所得者向けの支援策が日本政府によって講じられているものの、支援対象のボーダーラインにある労働者向けの支援策は限定的である。ボーダーライン層の中には、最低賃金に張りついた時給での労働に従事している者もいる。使用者側が置かれている厳しい経営環境は理解できるものの、継続的な最低賃金の増額はボーダーライン層の経済的支援にもつながるものである。国連が定める持続可能な開発目標（以下SDGsという）は、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」の理念に基づき、環境、社会、経済の調和の実現を目指している。SDGsが掲げる17の目標の第1が「貧困をなくそう」である。SDGsに関しては、日本政府や自治体に加えて、多くの企業や市民社会において積極的に取り組む動きが見られることを踏まえ、貧困・格差是正の観点から、最低賃金の増額は一定の理解が得られるものと言える。

効果的な貧困・格差の是正には、最低賃金の継続的な増額に加えて、子供の貧困対策を並行して実施することも必要である。令和元年11月29日に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」では、貧困の連鎖を食い止めるためには、現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指していくこと、そして子育てや貧困の家庭のみの責任とするのではなく、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていくことが必要であると明記されており、社会全体で取り組むべき施策である。

事実、貧困家庭の児童・生徒とそうでない家庭の児童・生徒とを比較すると、学力、大学進学率、家庭学習時間などの教育格差が存在し

ている。括弧書きは、この教育格差の事実を示しているデータの引用元を示しております。経済的に恵まれていない家庭では生きていくのが精いっぱいであり、子供の教育まで意識が届いていない。学習環境は親の所得の影響を強く受けている。この状況は、我が国の労働力の水準低下、新たな非正規労働者の増加につながる。最低賃金制度をより意義ある制度としていくためには、家計を支える主たる収入が最低賃金水準の労働者を少なくしていくとともに、最低賃金水準自体を高めることが不可欠である。部会報告の領域を超えるかもしれないが、平均以下にある児童・生徒の学力向上など子供の貧困対策における教育面の施策の拡充も国に期待したい、といたしました。

データの根拠、もし事務局に問合せがあったときということも考えまして、一応報告書リストのようなものは事務局にお渡ししているのですが、こういった報告書の中に、根拠となる出典をどの程度明記するかというのは議論が必要かと思っております。学術、アカデミックのレポートですと引用元を全て列挙するのがルールになっておりますので、そのことを念頭に置いてこのような書き方にさせていただきましたけれども、うるさいと、この報告書にはなじまないということであればもう少し別の表現、内容は一緒ですが表現の仕方を変えることもできますし、そうであっても問合せに備えて明記したほうが良いということであれば、この場合は少し場所をずらすような形で、引用リストがあまり目立たないようにというか、違和感のないような形で再構成していただくということもあるかもしれません。

私からは以上になります。

佐野部会長

ありがとうございました。公益見解をかなり格調の高いものにしていただきまして、ありがとうございました。

本当に最低賃金審議会の審議の枠を超えているかもしれませんが、本質的にはこういうことを踏まえた上で最低賃金を決めていかなければいけないというのは私もすごく同感するところですので、ぜひこれを残させていただいて、あと引用文献についても少し場所を変えるか何か工夫して、そのまま入れさせていただくことで了解いただきたいと思います。問合せをいただいたり、これを見た方が自分で見るときの参考になるかと思っておりますので、そういうことで了解いただきたいと思います。最終版では場所が動くかもしれません。それは事務局にお任せしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

内容的には、今、格調高い表現にさせてもらいましたけれども、何か確認したいところとか質問あがりましたら、鈴木先生にお答えいただけますが、よろしいですか。

オブザーバー鈴木 私から。読んでいて1つ気になったのは、赤字のところの上から2行目に、「中小企業の経営者や低所得者向けの支援策」というのは、政府はもちろんのこと、県や市、町でもあるのかと思いますので、「日本政府など」とか、「日本政府・自治体によって」という表現のほうが実態に即しているかもしれないと思って読んでおりました。

佐野部会長 そういうふうにしますか。

オブザーバー鈴木 よろしいでしょうか。もちろん民間の組織による支援もごさいますけれども。

佐野部会長 一番簡単なのは「など」ですかね。

オブザーバー鈴木 「など」でも結構です。

佐野部会長 もうちょっとやるとしたら、「日本政府、地方自治体など」という感じですか。

オブザーバー鈴木 はい。

佐野部会長 そうすることで、事務局、修正をお願いいたします。

次に移らせていただきます。今申し上げましたが、場所は移るかもしれませんが、この紙面どおりやらせていただきますと、今般の最低賃金28円の引上げ額は中小企業・小規模事業者の経営に多大な影響を与えると思われる。

短期的には、コロナ禍において国が行っている助成金等による事業者への支援は相当程度行われており、これによりコロナ禍において厳しい経営状況の事業主への支援も実施されているものと理解しているが、コロナ禍により売上げ等が減少した事業者に対して賃上げを支援する業務改善助成金について、本年8月から特例的な要件緩和や拡充が行われている。この業務改善助成金について、厳しい経営状況の事業主への周知が確実に行われ、支給が迅速に行われることを埼玉労働局に対し、強く要望する。

これはまさに労働局に個別の要請でございまして、どっちかという、国に対するよりも労働局、しかもこれは藤中部長さんに直接要求することになるのか分からないですけれども、よろしく願いいたします。

次に、長期的には、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性の向上が雇用の減少につながらないよう、経済環境の整備、経済活性化や

取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備のための支援策を一層充実するよう希望する。

これが言わんとしているのは、生産性の向上は確かに必要だけれども、合理化によってそのコストの吸収がなかなか難しく、合理化によって解雇とかにならないようなことも考えていただきたいということです。結局、最低賃金は上がったけれども失業者が増えていくということでは、本来狙うところではございませんので、皆さんが安心できるためには、使用者側の理解を得て賃金水準を上げていくとともに、雇用が続くということがございますので、そういうことで文章に入れさせていただきました。

最後に、事務局に対しては、当審議会における円滑な審議に向けて、中央における審議の経過について、表向きのみならず各委員の求める真の情報収集に真摯に努めることを要望する、という形で結ばせていただきました。

前段として、修正部分を除いたところもお配りしていると思いますが、かなり長文かと思っています。異例の内容の長文ですけれども、埼玉県最低賃金専門部会の委員さんが今思っている気持ちをできるだけここに表すことができたと思っておりますので、できれば字句とか表現の修正は今後させていただきますけれども、それを織り込んだところで、こうしたことを前提に明日の審議をさせていただいて、できれば全員賛成で結審をお願いしたいと思います。流れとしてはそんなことでよろしいでしょうか。労側もいいですか。

柿沼委員 はい。

佐野部会長 よろしいですか。今日は採決いたしませんのでまた何かありましたら明日でもよいですけれども、明日は時間の関係で、事務局から修正した箇所だけ言っていただいて、内容は変更がなければそれで行かせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、続いて専門部会の報告書について移らせていただきたいと思いますのですが、3時に近づいていますのでここで10分間ぐらい休憩してから、それをやらせていただきたいと思います。

それでは、よろしく願いします。

(休 憩)

佐野部会長 皆さん、お集まりになったと思いますので、専門部会の続きをさせていただきます。

次の資料としましては、埼玉県最低賃金の改正決定に関する報告書、これは部会報告でございますけれども、先ほどの別紙3はこの報告書

に添えて出すものですから、この内容を御検討いただきたいと思
います。表現的に少し直さなければいけないところがあったり
しますので、事務局から、あらかじめ分かっているところだけ
今の修正箇所を言っていたら、それで内容に入らせていただ
こうかと思っています。

部会報告についてはこの間出させていたで
いておりますけれども、内容に触れるのは初めてだと思
います。

賃金指導官

今回、別紙3を本年度より初めてつけて
おりますので、別紙3からそのエッセンスを
表紙に入れ込みまして、答申につなぐとい
う形でまとめさせていただいておるもの
でございます。当初の案から修正させて
いただいたのはSDGsに関するところ
が多くございまして、答申につなげる
という意味で、そのほかに引上げ理由
につきまして、中賃の答申の中でも、
理由というわけではございませんが、
本年度は初めて7つの要素が示されて
おりますので、そこを1つ事務局で引
張らせていただいております。

部会長からお話もございましたと
おり、労働局長、地方の審議会が
決めていくんだというプロセスにつ
いての周知を要望として入れさせて
いただいております。最後に、専門
部会の委員につきまして、公労使
それぞれの中での50音順でこの
とおりの表記にさせていただいて
いるという意味で、50音順を付
け加えさせていただいております。

今回の修正は以上でございます。

佐野部会長

ありがとうございました。

それでは、別紙3については前
回も、本日も御検討いただいた
ところですが、改正決定に関する
報告書につきましては、当部会
で初めてお出しするところ
でございますので、今から
文案を読み上げながら、御
意見を伺っていきたく
思っております。

最初の報告書の上は割愛
させていただいて、当専門
部会は、令和3年7月5日、
埼玉地方最低賃金審議会
において付託された埼玉
県最低賃金の改正決定
について、慎重に調査
審議を重ねた結果、別
紙1のとおり結論に
達したので報告する。

別紙1については金額
とかで、ここはまた
添付されてないです
よね。

賃金指導官

今回は添付させていただ
いておりません。

佐野部会長

金額的なことが書いて
あるところですが、
そんなに従来と変わ
っているところは
ございませんので、
割愛させていただきます。

また、別紙2のと
おり。これは例の
生活保護水準を
下回っていない
かというところ
です。

なお、今回の報告に
当たっては、埼玉
県内の中小企業・
小規模事業

者が置かれている厳しい現状等の中での異例な金額での最低賃金引上げであることから、労働者側見解、使用者側見解及び公益委員見解については、別紙3のとおり取りまとめたので併せて報告する。

中小企業・小規模事業者に対しては、継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性の向上や、取引関係の適正化などの支援を一層充実するよう希望する。

また、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金の引上げを支援する業務改善助成金について、本年8月から特例的な要件緩和や拡充が行われているところ、この業務改善助成金について、厳しい経営状況の事業主への周知が確実に行われ、支給が迅速に行われることを埼玉労働局に対し、強く要望する。

加えて、借入金の増加や売上げの減少など、コロナ禍で経営が厳しい中小企業・小規模事業者が正常な経営に回帰できるまで継続的な支援を国に対しお願いしたい。

労働者に対しては、経済的支援が受けにくいボーダーラインにある最低賃金水準にある労働者に対し、政策的配慮が課題である。

ここで一旦切らせていただきます。この辺でよろしいでしょうか。部会報告の全てを記載することはできませんので、一種の別紙がついておりますので、取りあえず重要なところを書かせていただいているとの御理解をお願いしたいです。この間、柿沼委員さんがおっしゃっていましたが、今回はこの報告よりも別紙で、それと一体となって答申を構成するような形にしたいと思っています。また、細かく書くと報告書が例の別紙の半分ぐらいの量になってしまうので、量的なものがありますから、こういうことにさせていただきました。

続きまして、国連が定める持続可能な開発目標（以下SDGsという。）は、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」の理念に基づき、環境、社会、経済の調和の実現を目指している。SDGsが掲げる17の目標の第1が「貧困をなくそう」である。SDGsに関しては、日本政府や自治体に加えて、多くの企業や市民社会において積極的に取り組む動きが見られることを踏まえ、貧困・格差是正の観点から、最低賃金の増額は一定の理解が得られるものと言える。

これは先ほど鈴木さんがおっしゃっていたところで、我が国だけではなく、国連が決めたところなので全世界的な流れになっていると思いますので、埼玉の地方審議会においても、こういうことはちゃんと意識しているという形で載せさせていただきたいと思っています。この辺はよろしいですか。

専門部会報告ですから、ある程度自由なところを載せることもできるので、本来ならば専門部会の範囲を超えるかもしれないけれども、多分、公益委員の方々はお考えが共通するところだと思うのですが、こういうことを考えていただきたいと入れさせていただきました。で

できれば労使の委員の方々にも共有していただきたいと思ひますし、これに対して誰も異論は言えないのではないかと思ひています。国連が決めて、我が国についてもこれをやっていくという。それから地方自治体、埼玉県でも大野知事がSDGsの考え方を選挙公約にしたぐらいですから、かなり積極的に意識されているようなところがございませうので、私としてはぜひ載せたいと思ひています。

内容的にはそういうことで採用していただきたいのですが、全部読み上げた後、誤字等があつて、これは表現が分からないとかがありましたら御指摘いただきたいと思ひます。

また、中央最低賃金審議会における「令和3年度地域別最低賃金改正の目安に関する公益委員見解」では、7つの要素等の引上げ理由は示されているが、引上げ額を28円とする具体的根拠が示されていない。中央最低賃金審議会の答申金額を参酌することを求められる中、議事録の公開による審議の透明性と説明責任を求められているとき、委員としての責務を果たしていくためには、審議のたたき台となる目安金額の具体的な根拠が示され、その考え方を理解した上で審議していくことが必要との意見の一致を見た。中央最低賃金審議会に対し、目安金額とともにその金額の具体的根拠も示すよう求められたい。

中央最低賃金審議会においてと続いているのですが、この辺だと、先ほど須藤さんのところの全ての項目は挙げていないですけれども、ただ、大事なところだけ2つ、次の文章も含めて書かせていただいています。

中央最低賃金審議会において目安金額が示されると、最低賃金の引上げ額が確定したかのようにマスコミ等で取り上げられるが、最低賃金は都道府県ごとの地方最低賃金審議会の答申に基づき、都道府県労働局長が公示し決定するものである。地方最低賃金審議会における審議がさらに活性化していくためにも、最低賃金決定のプロセスを国民へ広く周知していくことが必要である、というふうなトーンにさせていただきました。

内容的にはいかがでしょうか。何かあれば書きます。文章的にはこれで2枚ぐらいの分量です。どうぞ。

オブザーバー須藤 内容はもうこれでよろしいかと思ひます。せっかくなので事務局に教えていただきたいのですが、今回、28円の根拠がないということがいろいろなところに出てくるんですけれども、去年はイレギュラーなものがあつて、その4年間ぐらいは3%ぐらいになりまして、その前もこうやって目安があつたわけです。それは目安制度ができてからずっと数字の根拠が示されてきて、今回だけ示されなかったのでしょうか。それとも4年前のときぐらいから示されていないのか、ずっと示されているのか、中央からの金額に対する根拠が、過去どんな状況

で流れてきたかを整理させてもらってよろしいでしょうか。

労働基準部長　　まず、審議会の中でも御指摘いただきました具体的な計算方法という意味では、今までも示されておりません。ただ、①から⑦の考え方が示されたのは今年度が初めてでございます。

オブザーバー須藤　　そうすると、今回28円は示されていないと言いましたが、2年前、3年前、4年前も金額は来ましたが根拠は示されていないということで、考えてよろしいですか。

労働基準部長　　①から⑦の考え方は示されていませんでした。

佐野部会長　　私のほうで言わせていただけますか。過去10年ぐらいを見ていまして、埼玉県の審議会から1回だけ、国に対して、中賃に対して具体的な考え方を示してくださいという動きをしました。前々会長のときですか。でも、残念ながら回答はございませんでした。例の3%、これは安倍政権になってからで、それ以前は第四表とかいろいろ数字がありました。理由は示されていないけれども、埼玉県のこれを掛けると大体これぐらいに近くなるから、そういうことではないかというようところで理解していました。若干はもちろんそんなびったりではありませんよね。年度によってはそれより多くなっているところもあります。そんなに異議を述べるような数字ではなかったかと思っています。1つだけ、この数字をどうして出したのか分からないときに、具体的な考え方を示してほしいとの要望を出したことはあります。この3%になってくると、政策的な数字が入ってきていますので、従来の感覚ではなかなかその数字が出ないと考えています。

皆さん方も、消費税を政府が上げるような方針でやっているから、3%という数字もそれをにらんだところかなとか、想像されていたのかと思います。それはまだコロナの前ですから、経済が低迷し低成長になった中でも使用側としても厳しいけれども受けられない数値ではない、雇用を考えても頑張らなければいけないとお考えになったというようところだったと思うのですが。

去年と今年は両方考えないと難しいですね。去年は、数字的には今年よりも賃金の支給額とか成長率は高かったわけです。だけど、ゼロ円です。コロナの先行きについてどう見るかというのがあるのですが、大方の方々があまり状況は変わっていないのではないかと。例の緊急事態とかいろいろ考えると、そうした中でどうして28円が出てくるのか、公労使3者ともどうしてこういう数字が出たのかと。従来の考えから推測するというのもなかなか難しいので、今回のように、もうちょっと具体的な根拠を示していただかないと難しいというのが出

てきたのではないかと考えております。

オブザーバー須藤 ありがとうございます。

佐野部会長

事務局もなかなかお答えづらいのではないかと考えて、代わりに言わせていただいたのですが、残念ながら、今までほかの地域の審議会で要望されたかは分からないですが、埼玉に限っては1回だけやったけれども答えなしというのが、翌年は期待したんですけれども、出なかったということでございます。事実だけ申し上げます。

そのほかに何かございますか。

この報告書に別紙1、別紙2、別紙3がつきます。別紙1については金額です。別紙2については、ここに書いてありますけれども、生活水準の数字を示しその乖離がないということを示して、今回、一番重要になるかもしれませんが、先ほど確認いただいた別紙3が付きます。全体として読んでいただきたいところです。

あえて言いますと、最後の中央最低賃金審議会にプロセスを求めるということは、別紙3には書いてありません。だけど、ここで述べさせていただいたところです。流れとしては、公労使3者とも思いがあると思うのですが、使用者側の反対は非常に強かった。公益については全面賛成とは言えないけれども、この金額を大事にせざるを得ないというような感じかと思っています。労側は金額が大きかったということもあるかもしれませんが、一番願っていた地域間の是正が、統一金額ぐらいでしか是正されていないがやむなし。そういった多少の個々の不満があるにしても、了承していただいた金額だったと考えております。ですから、何度も言いますが、専門部会では全会一致での結審となるかもしれませんが、その過程ではかなり反対意見が見られたということを審議のプロセスで言うっておかねばならないと思っています。

2番目は、そうするための前提としては、諸施策、特にコロナ緊急対策での融資の軟着陸が非常に難しくなっているため、最低賃金引上げの対策に加えて、そういうところも目を向けていただきたいとの要望。それから、広く見ていくと、国連のSDGsではないですが、貧困層をなくしていく、貧困自体が子供についても教育などで影響を与えているので、こういう施策を国には見ていってほしいというものです。

3番目は、中賃に対して、私どもは目安金額を拒否するわけではなくて、参酌するけれども、参酌するにしても審議だから具体的な根拠をベースにして、それで審議を進めないとならぬ議論ができないと思われ、それをお願いしたい。そもそも、中賃から金額が発表された段階で、世の中はもう最低賃金が決まったと思っている。だけど、実際

はそうじゃないよ。最低賃金は、地方最低賃金審議会ですっかり議論し採決した上で決まるということを、もうちょっと分かりやすくメッセージとして発信されることを希望しますので、このような構成にさせていただきました。

まだ分量的に入れられるかもしれませんので、そのほかにどうしてもというのがあればおっしゃっていただければと思います。見ていただく時間がありますので、もう一度少し見ていただいて、疑問とか何かあればおっしゃっていただければと思います。

この文章の中では、「別紙3のとおり取りまとめたので併せて報告する」ということで、本当はそこで言い尽くしているんですね。あとは中小企業とかその要素部分というのは代表的なものを記載しています。SDGsについてもそういうことです。中賃に対する要望というのには、枠が違っているという話になるけれども。

あえて言うならば、使用側でもう入れられるのだったら、反対意見も強かったというのを入れたところがいいですかね。あえてそういうところも強調していただきたいというのだったら、皆さんの御意見を伺いながら対応させていただきます。どうぞ、柿沼委員さん。

柿沼委員

今回、別紙3が付くのが初めてなので、この形式でいいのかどうか迷っているところですけども、別紙3で結構細かく書いてあるじゃないですか。なので、この報告書にはここまで書かれていなくてもいいのではないかと感じたものですから、ただ、それが報告書として成り立つのかどうか自分の中でうまく消化ができなくて、今、考えていたところですよ。

佐野部会長

そうしたら、中小企業のことを書いてあるということは、まとめてやると。その中の代表的な考えを示すと以下のようにになるとか、もしやるとしたらそういうのを入れますか。

柿沼委員

そうですね。そうしていただいたほうが別紙3の位置づけが高まると思いますか。

佐野部会長

なるほど。事務局としてはどうですか。

労働基準部長

そのように構成いたします。

佐野部会長

代表的な考えを示した、他も重要ですけどもということなので重要度はあまり変わらないですけど。その中で今後特に意を用いてほしいというのを書く。

賃金指導官 そうしますと、「特に」という形での記載でございますか。

佐野部会長 柿沼委員さんは、中賃に対する意見のところは其中で書いてあるので、なくてもいいかもしれないけれども、その体裁でいいのかと考えるとき、中賃の部分については別紙3のとおりでまとめて良いのではないか。代表的なものを記載して表現するような感じのトーンにしたいいただきたいというようなことかと思えます。

賃金指導官 かしこまりました。

柿沼委員 そうですね。

労働基準部長 答申の形も踏まえて、構成させていただければと思います。

佐野部会長 ただ、なくすと答申の部分で迫力が欠けてしまうという別の観点もあるかもしれないです。

労働基準部長 その点からは逆に特出しにするところから分けるのであれば、先ほど使用者側御意見の、本来は反対なんだという部分も色合いを入れていくことは可能かと思うのですが。

佐野部会長 皆さん、他に御意見はありますか。まだあればそれをお伺いしたところで事務局に一任したいと思っています。石井さん。

オブザーバー石井 今回、別紙3でそれぞれの見解を示していただいたのは非常にありがたいと思っています。意外と報告書そのものが、別紙3の要約的なところに触れて、ほかを見たときに、報告書の最初のところが結構肝腎なのかと思うんです。詳細については別紙3で分かるけれども、そのときに先ほどの使用者側の、本来は難しいが苦渋の中で決断したというふうな文言を明記していただいたほうが、我々のスタンスが最初に表に伝わるのかなという気がいたしますので、さっき言ったように、重要なポイントを明記していただいたほうが、それぞれの立場の中でよろしいのかという気はいたします。

佐野部会長 多分、地賃の中で別紙3とかを作るようなことはほとんど例がないのかと思っています。ただ、報告書の体裁もあると思いますので、今、石井さん柿沼委員さんが言われたところを組み込んだ形で、できるだけ入れて直していただきたいと思っております。

これは鏡ですから、3に注目していただきたいというのはあるのですが、何か目を引くようなものを少し入れるとか、今言われた反対が

強かったとか、そういうのをどこまで入れられるかというのはあるか
と思います。

労働基準部長 答申では、労働局長宛てになりますので、元は反対があるんだとい
うところは、申し訳ないですが、そこは部会報告の中で読むという落
とし方をさせていただければと思っております。よって、この部会報
告のかがみの中で、事務局で構成をさせていただければと思います。

廣澤委員 1点よろしいですか。

佐野部会長 どうぞ、廣澤委員さん。

廣澤委員 部会報告のところで、第2段落で別紙2の最低賃金と生活保護の話
が出てくるのですが、これは重要な話なのかもしれませんが、申し添
えるという内容なのでもっと後ろのほうに持っていくというのはいか
がでしょうか。別紙1のと通りの結論に達したので報告する。なお、
今回の報告に当たってはということで、2を除いてすぐ3に移るよう
な展開にする。2は今回の報告の中では関係ないと言ったら言い過ぎ
かもしれませんが、あまりポイントにはなっていないので、ただ、記
さなくてはいけないということであれば、最後に申し添えるとかいう
形もあるのではないかと思います。

佐野部会長 それが可能であったらそうしていただいたほうがいいのかもしま
せんが、従来どおりこれは順番があるのであったら、難しいかもしれ
ませんけど。

廣澤委員 別紙3の中でも「はじめに」の記載もありますので、そこについ
ても少し触れていただいて、最低賃金の引上げであることから、その見
解、並びに「はじめに」を踏まえてその見解をまとめるという形はど
うでしょうか。

佐野部会長 なるほど。「当専門部会が」というような文章ですか。合意に達した
ところの文章ですか。

廣澤委員 それぞれが労使、公益双方がお互いの立場を鑑みて歩み寄ったみた
いな文章を加える。

佐野部会長 当専門部会から、そういう御意見がありますので、事務局にはでき
るだけトライしていただきたいと思います。

労働基準部長 はい。

佐野部会長 事務局にはお願いしますが、正直言うとあまり時間がありません。明日出てきた段階で、その文章で御了解いただくことになるかと思えます。廣澤委員さんがおっしゃったとおり、別紙3の「はじめに」の第2パラグラフでの当専門部会での公労使の見解は必ずしも異なるものではなくて、使用者側としても反対するようないところもないように思えたのですが、最終的には諸施策の要望とか、埼玉地方審議会における労使それぞれの立場を尊重しての審議に努めたとか、こういう文章を引き出していただいて、それで意見の一致を見たというところを入れてほしいということかと思うんです。それでお願いいたします。

ほかには何かございますか。今ので2枚ぐらいに収まりますか。これはあくまでも報告書なので、何枚もというものではありませんから、文章の関係で表現が若干足りないところも、事務局に調整をお願いする形で出ささせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

最後に、従来ですとここで労側と使用側との個別意見の協議になると思っておりますけれども、今日はどうですか。必要ありませんか。あえて時間を取っていくのでしたら、取ってお話を伺いたいと思っておりますけれども、どうですか。

柿沼委員 特に。

廣澤委員 その必要性はないです。

佐野部会長 よろしいですか。それでは、労使から個別協議について、今日のこの段階では必要ないとお話を伺いましたので、第1の議題である埼玉県最低賃金の改正決定についての審議はこれで終わらせていただいて、続いて、議題2のその他に移らせていただきます。事務局から何かございますか。

賃金室長 特にございません。

佐野部会長 そうですか。皆様方は特にありますか。ないですか。

ないようでしたら次回の開催ですが、8月5日、今のところ明日が最終日と予定しております。予定しておりますので、必ずしもこれで審議を打ち切るということではございませんけれども、予定では明日の8月5日が最終の日程と考えております。

時間的には午後1時半から、第5回埼玉県最低賃金専門部会を開催

いたします。なお、次回の専門部会は、専門部会運営規程第7条1項ただし書及び第8条第2項の率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合に該当すると思われるので、会議を非公開とします。なお、議事録は同条第3項に基づき公開といたします。

これで本日の部会は終了いたします。ありがとうございました。

— 了 —